

**森林・林業・木材産業の持続的発展に向けた施策の充実・強化を求める
意見書**

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、帯広市においても国有林を含め約25,600haの森林面積を有している。森林には、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

中でも、国が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標を掲げたことに伴い、CO₂を吸収・固定する森林の整備推進や木材及び木質バイオマスエネルギーの利用促進等の森林吸収源対策は一層重要性を増している。

帯広市では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、国の森林整備事業を活用しながら植林・間伐の実施や路網の整備、山地災害の防止、公共施設整備における地域木材の利用促進など、さまざまな取組みを進めてきたところである。

今後も、森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用による林業・木材産業の持続的発展に向けて、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、適切な間伐と伐採後の植林等に必要な森林整備や、防災・減災対策の推進に必要な事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化推進、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年9月30日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 あて